

インターネット上の違法情報・有害情報の排除総合対策の推進について（通達）

【概要】

インターネット上には児童ポルノ、規制薬物の広告に関する情報等の違法情報及び直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆発物等の製造方法、殺人等の違法行為の請負、拳銃等の譲渡、テロの呼び掛け等に関する情報等の有害情報が氾濫している状況にある。

このような状況を改善し、インターネットにおける公共の秩序を維持するためには、サイバー防犯ボランティア等の民間団体等と連携して、サイバーパトロールによる違法情報・有害情報の把握及び把握した情報に対する的確な措置を講じる必要があることから、これらインターネット上の違法情報・有害情報の排除総合対策についての方針を指示したものである。